

目 次

1. セレクトマップ	1
2. 国・県等の相談・支援機関	5
・掲載機関一覧	6
3. 市町村の相談・支援窓口等	39
・市町村の相談・支援窓口及び居場所等の掲載ページ一覧	40
・相談・支援窓口	41
・市町村が設置する困難を有する子ども・若者の居場所	104
・障害者総合支援法に基づく支援	117
4. 民間支援団体	119
・掲載団体一覧	120
5. 参考資料	133
・インターネット上のトラブルで困った時の相談窓口	134
・若者の自殺等相談窓口	135
・若者の犯罪被害に関する相談窓口	136
・若者の消費生活相談窓口	137
・ひきこもり・不登校の若者支援にあたり、知っておきたい精神疾患	138
・「千葉県子ども・若者支援協議会」構成機関・団体	140

本冊子の利用方法

○ 相談・支援機関を探すには

「ひきこもり」、「不登校」、「若者の就労関係」を3つの柱とし、目的や状況により適した相談機関をお示しする「セレクトマップ」(p. 1~4)を作成していますので、子ども・若者の状態や年齢、利用したい支援等により相談・支援先を探してください。

また、目次及び「掲載機関／団体一覧」から機関・団体を探すこともできます。

※ 本冊子では、概ね15歳からポスト青年期(39歳以下)までの方に関する情報を中心に掲載しています。不登校については、小・中学生も含めた内容としています。

(参考)

○ 「ひきこもり」とは

「様々な要因の結果として社会的参加(義務教育を含む就学、非常勤職を含む就労、家庭外での交遊など)を回避し、原則的には6ヶ月以上にわたって概ね家庭にとどまり続けている状態(他者と交わらない形での外出をしてもよい)を指す現象概念である。」

(厚生労働省「ひきこもりの評価・支援に関するガイドライン」より)

※ただし、ひきこもりの定義については様々な解釈があります。

○ 「不登校」とは

「当該年度間に連続又は断続して30日以上欠席し、何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因・背景により、児童生徒が登校しないあるいはしたくてもできない状況にある者(ただし、「病気」や「経済的な理由」によるものを除く。)」

(文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」、
千葉県版不登校対策指導資料集)